

水銀廃棄物ガイドライン (抜粋)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

平成 29 年 6 月

水銀廃棄物ガイドライン構成一覧

1. 用語の定義 (P.1)			
2. ガイドラインについて (P.5)			
3. ~ 5. 環境上適正な処理			
	3. 廃金属水銀等 (P.7)	4. 水銀汚染物 (P.38)	5. 水銀使用製品廃棄物 (P.58)
			産業廃棄物 一般廃棄物
対象物	3.1 廃金属水銀等の対象物 (P.8)	4.1 水銀汚染物の対象物 (P.39) 4.1.1 水銀汚染物のうち特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物の対象 (P.39) 4.1.2 水銀含有ばいじん等 (P.41) 4.1.3 水銀回収が必要な水銀汚染物 (P.42) 4.1.4 水銀含有ばいじん等の分析方法 (P.42)	5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (P.59) 5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物 (P.61) 5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物 (P.85) 5.1.3 家庭から排出される水銀使用製品廃棄物 (P.86)
関係者の役割と責務	—	—	5.2 製造者の役割・責務 (P.86)
	3.2 排出事業者、処理業者の役割・責務 (P.11) 3.2.1 排出事業者の役割・責務 (P.11) 3.2.2 処理業者の役割・責務 (P.13) 3.2.3 安全管理及び緊急対応 (P.14)	4.2 排出事業者、処理業者の役割・責務 (P.45) 4.2.1 排出事業者の役割・責務 (P.45) 4.2.2 処理業者の役割・責務 (P.47) 4.2.3 安全管理及び緊急対応 (P.47)	5.3 産業廃棄物 (P.87) 5.3.1 排出事業者、処理業者の役割・責務 (P.87) (1) 排出事業者の役割・責務 (P.87) (2) 処理業者の役割・責務 (P.89) (3) 安全管理及び緊急対応 (P.90) 5.4 一般廃棄物 (P.96) 5.4.1 排出者、自治体、処理業者の役割・責務 (P.96) (1) 排出者の役割・責務 (P.96) (2) 自治体の役割・責務 (P.97) (3) 処理業者の役割・責務 (P.97)
排出	3.3 排出 (P.15) 3.3.1 排出事業者による保管 (P.15) 3.3.2 マニフェストの交付等 (P.17)	4.3 排出 (P.48) 4.3.1 排出事業者による保管 (P.48) 4.3.2 マニフェストの交付等 (P.49)	5.3.2 排出 (P.91) (1) 排出事業者による保管 (P.91) (2) マニフェストの交付等 (P.92)
収集運搬	3.4 収集・運搬 (P.18)	4.4 収集・運搬 (P.50)	5.3.3 収集・運搬 (P.93) 5.4.2 収集・運搬 (P.97)
保管	3.5 保管 (P.22)	4.5 保管 (P.51)	5.3.4 保管 (P.93) 5.4.3 保管 (P.97)
中間処理	3.6 中間処理 (P.25) 3.6.1 中間処理基準 (P.25) 3.6.2 廃水銀等の硫化施設 (P.30)	4.6 中間処理 (P.53) 4.6.1 水銀回収 (P.53) 4.6.2 固型化等 (P.54) 4.6.3 その他の処理 (P.55)	5.3.5 中間処理 (P.93) (1) 破碎・選別 (P.93) (2) 水銀回収 (P.94) (3) 不溶化等 (P.95) (4) 液晶テレビに含まれる蛍光ランプの中間処理基準 (P.95) 5.4.4 中間処理 (P.97) (1) 破碎・選別 (P.97) (2) 水銀回収 (P.97) (3) 液晶テレビに含まれる蛍光ランプの中間処理基準 (P.97)
最終処分	3.7 最終処分 (P.31) 3.7.1 最終処分基準 (P.31) 3.7.2 最終処分場の維持管理 (P.36) 3.7.3 最終処分場の廃止 (P.36) 3.7.4 形質変更の制限 (P.37)	4.7 最終処分 (P.55) 4.7.1 最終処分基準 (P.55) 4.7.2 最終処分場の維持管理 (P.57)	5.3.6 最終処分 (P.95) (1) 最終処分基準 (P.95) (2) 最終処分場の維持管理 (P.96) 5.4.5 最終処分 (P.97)
6. 水銀の大気排出基準が適用される熱処理/焼却の管理 (P.98)			
7. 水銀廃棄物及び水銀含有再生資源の輸出入 (P.104)			

P 9 3 のみ抜粋

5.3.3 収集・運搬

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、一般的な収集運搬基準に加えて、次のように行うこと。

破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬すること。

(参照) 令第3条第1号ホ、令第6条第1項第1号

【解説】

産業廃棄物である水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬は、「4.4 収集・運搬」に示す産業廃棄物の収集運搬基準に加えて、水銀使用製品産業廃棄物が破損することのないように、また他の廃棄物と混合され大気汚染防止措置のない破砕施設等で処理されることを防ぐため、品目ごとに形状、大きさ、材質に適した容器に入れる等、破損防止の措置をとり、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬すること。

5.3.4 保管

水銀使用製品産業廃棄物の保管は、積替えの場合を除き、行わないこと。また、保管にあたっては、一般的な産業廃棄物の保管基準に加えて、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(参照) 令第3条第1号ト、令第6条第1項第1号、第2号ロ

【解説】

水銀使用製品産業廃棄物は、「4.5 保管」を参照し、産業廃棄物の保管基準に従い、かつ、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等、他の物と分けて保管すること。保管場所に設けるべき掲示板の「廃棄物の種類」の欄には、ガラスくず、金属くず、汚泥といった水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を追記すること。

5.3.5 中間処理

水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

(参照) 令第6条第1項第2号ホ(1)

(1) 破砕・選別

【解説】

1. 水銀使用製品産業廃棄物の選別を行う際は、破損しやすい製品（蛍光灯など）が相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置するなど、破損を防ぐとともに、万が一破損しても揮発した水銀を吸収・吸着して確実に処理できる機能を有する設備内で行うなど、製